

令和4年度から令和5年度 債務負担行為 一般配水管改良事業
市道杉谷久保線他配水管布設替設計業務委託

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、掛川市が委託する「令和4年度から令和5年度 債務負担行為 一般配水管改良事業 市道杉谷久保線他配水管布設替設計業務委託」（以下「本業務」とする）に適用する。

第2条 目的

本業務は、掛川市 青葉台・杉谷1丁目・上張・緑ヶ丘2丁目 地内における上水道整備について、管理性、経済性を考慮した設計を行うものである。

第3条 業務委託箇所

掛川市 青葉台・杉谷1丁目・上張・緑ヶ丘2丁目 地内

第4条 法令及び規程の準用

本業務は、本仕様書、静岡県「業務委託共通仕様書」により、関連する法令等を遵守しなければならない。

第5条 照査技術者の配置及び資格

- 1 本業務の実施にあたっては、静岡県業務委託契約約款第11条及び「共通仕様書」第1108条2項に規定する照査技術者を配置すること。

なお、本文中における「これと同等の能力と経験を有する技術者」は建設コンサルタント登録規定第3条一ロの認定基準によるものとする。

- 2 本業務の中で、照査技術者は管理技術者を兼ねることはできない。

第6条 照査技術者及び照査の実施

- 1 受託者は、業務の実施に当たり、照査を適切に実施しなければならない。

詳細設計においては、成果品をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という。）を原則として実施する。
なお、赤黄チェックの資料は、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

- 2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、次に示す内容によるものとする。

- (1) 受託者は、設計業務における照査技術者を定め、監督員に通知するものとする。
- (2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、RCCM（業務に該当する登録技術部門）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。
- (3) 照査技術者は、照査計画を作成し、委託業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

- (4) 照査技術者は、設計図書に定めるまたは監督員の指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受託者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
 - (5) 照査技術者は、成果品納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、委託者に提示するものとする。
 - (6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告ごとにおける照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印の上、管理技術者に提出する。
- 3 照査技術者は原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託者は委託者の承諾を得なければならない。

第7条 守秘義務

受託者は、業務遂行上知り得た機密を他に漏らしてはならない。

第8条 個人情報の取扱い

別紙「情報資産及び個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。

第9条 疑義

業務途中において、疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議し方針を決定すること。

第2章 設計業務

第10条 設計業務内容（布設替）

1 現地調査

給水戸数の配列状況、施工の難易、障害物の調査及び既設管、他の埋設物の調査をする。新設管の口径については、ダウンサイジングを含め検討すること。

2 図面作成

当該整備及び既設管撤去工事に必要な全ての図面を作成する。
(位置図、平面図、管割図、各種標準図等)

3 数量計算

当該整備及び既設管撤去工事に必要な全ての資機材、土工、労務の数量計算を行う。

4 審査

基本条件確認、計算書と図面の整合性、計算書の精査等を行う。

第11条 設計協議

- 1 初回・中間1回・最終の計3回とするが、業務実施にあたり関係法令及び本特記仕様書に定めのない事項等に疑義が生じた場合は、作業を円滑に進めるため、この限りではない。
設計協議は次に示す内容によるものとする。

- (1) 第1回打合せ
業務内容（要望事項、作業方針、工程、検討事項など）および貸与資料を確認する。
- (2) 中間打合せ：1回
詳細設計の中間報告および作業中の諸条件を確認する。
- (3) 最終打合せ
総括の説明および成果品の納入、検収の立会を行う。

第12条 設計図の作成

主要な設計図は、次に示す内容により作成する。

- (1) 位置図
位置図（ $S = 1/5,000 \sim 1/25,000$ ）は、地形図に施工箇所を記入する。
- (2) 平面図
平面図（ $A-3 S = 1/500$ ）は方位「北」を上方とし、流向上流側を起点とすることを基本とする。測量による平面図、道路台帳図、骨格地形図に基づいて、配水管、送水管における設計区間の占用位置、管種、口径、仕切弁、消火栓、空気弁等の位置及び給水管経路（メータの位置、メータまでの想定経路含む）を明示する。
- (3) 詳細平面図
詳細平面図（ $S = 1/50 \sim 1/100$ ）は、主要な地下埋設物錯綜箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、監督員が指示する場合に平面及び断面図を作成する。
- (4) 横断面図
横断面図（ $S = 1/50 \sim 1/100$ ）は、新設管の形質、寸法、道路幅員、土被りを表示する。また既設管、他占用物件等の想定箇所を表示する。歩車道の区分のある道路は、寸法線により表示する。道路内の防護柵、排水構造物は高さ等の寸法を表示する。横断面図の配置は、図面左側の下段から上段に配列する。
- (5) 管割図、材料表
管割図の寸法線については管種、口径、延長、土工種別、土被りを表示する。延長については管路延長・平面延長の2種類を表示する。
- (6) 模式図
配管状況を簡略図化した模式図を作成する。
- (7) 給水標準図、材料表
標準図を記載する。また、接続する既設給水管の管種・口径を明示する。
- (8) その他占用申請に必要な図面

第13条 各種計算

管種、構造計算、仮設計算、補助工法等の計算に当たっては、監督員と十分打合わせの上、計算方針を確認して行わなければならない。

計算書は土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法等材料別に数量を算出する。

第14条 調査

1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

3 地下埋設物調査

設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

4 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

第15条 成果品の提出

1 業務の成果として成果物を報告書として取りまとめ提出する。

報告書は製本及び電子媒体にて提出する。また図面成果物は JWW・SFC・PDF ファイル形式のデータを CD 等に収納する。

なお、報告書の部数については2部を原則とするが発注者の指示によるものとする。

第16条 使用図書

本業務に使用する図書は、「共通仕様書」第1201条に基づき主要技術基準一覧表に示すもののほか次のとおりとする。

受託者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。

・水道施設設計指針	：日本水道協会
・水道施設耐震工法指針・解説	：日本水道協会
・水道維持管理指針	：日本水道協会
・中小規模水道施設機械・電気設備設計要領	：日本水道協会
・浄水技術ガイドライン	：水道技術研究センター
・水理公式集	：土木学会
・コンクリート標準示方書設計編	：土木学会
・道路橋示方書・同解説下部構造編	：日本道路協会
・道路橋示方書・同解説Ⅴ耐震設計編	：日本道路協会
・官公庁等への届け出申請書類	
・その他関係基準等	

第17条 その他

掛川市公共コスト縮減対策新行動に伴い、総合的なコスト縮減に取り組む具体的な計画案を盛り込むこととする。

以上

履 行 条 件 明 示 事 項

下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該業務に関する履行条件として明示するものである。
記載内容は、特記仕様書と同様の位置付けである。
なお、明示事項に変更が生じた場合は、監督員に報告し、協議するものとする。

	明示項目		適用 項目	明示が必要な場合	明示事項		内容
A 具 体 な 設 計 条 件	1	設計条件・業務内容	○	必要に応じて記載	推進管 挿入管	さや管 SGP φ 700 L=43.84m 配水管 DCIP(NS) φ 600 L=22.22m、DCIP(NS) φ 500 L=21.62m	
B 隣 接 又 は 関 連 す る 調 査 業 務	1	隣接又は関連する調査業務		隣接又は関連する調査業務がある場合	業 務 ①	業務名	
						履行期間	
						受注者	
						発注機関	
					業 務 ②	業務名	
						履行期間	
						受注者	
						発注機関	
					業 務 ③	業務名	
						履行期間	
						受注者	
						発注機関	
C 関 係 機 関 と の 協 議 等	1	関係機関との協議	○	関係機関との協議を行う場合	協 議 ①	施設名	
						管理者名	
						内容	
						実施状況及び協議完了予定時期	
					協 議 ②	施設名	
						管理者名	
						内容	
						実施状況及び協議完了予定時期	
	2	地元関係者との交渉		地元関係者との交渉が必要な場合	交 渉 ①	交渉先	
						内容	
						実施状況及び交渉完了予定時期	
					交 渉 ②	交渉先	
						内容	
						実施状況及び交渉完了予定時期	
	3	地下埋設物の確認、調査		設計業務であれば設計範囲内(仮設含む)、地質調査であれば掘削及びボーリング等に埋設物が近接している場合	調 査 ・ 確 認	ガス(位置、ガス区分【液化天然ガス等】)	静岡県地下埋設物の事故マニュアルに基づき、「埋設物件確認書」(マニュアルP.9)の埋設物管理者欄の項目を調査記載するとともに、左記の埋設物種別に調査結果を一覧表としてまとめ、成果図面にも明記する。
						水道(位置、水圧管の種類)	
						下水道(位置、幹線・支線・分流式合流式区分)	
						電力(位置、送電電圧と種類)	
						通信ケーブル(位置、NTT以外のケーブルも調査)	
						その他(工業用水、農業用水等)	
D 貸 与 資 料 の 取 扱 い	1	貸与資料	○	貸与資料がある場合	資 料 ①	資料名①	令和3年度生活基盤施設耐震化事業 市道杉谷久他配水管布設替設計業務委託
						貸与予定時期①	令和4年1月～令和5年6月
					資 料 ②	資料名②	
						貸与予定時期②	
					資 料 ③	資料名③	
						貸与予定時期③	
E 部 分 引 渡 し 及 び 部 分 使 用 の 時 期	1	部分引渡し		約款第37条の規定に基づく指定部分がある場合	引 渡 し ①	指定部分	
						引渡し時期	
						引渡し理由	
					引 渡 し ②	指定部分	
						引渡し時期	
						引渡し理由	
	2	部分使用		約款第33条の規定に基づき部分使用する箇所がある場合	部 分 使 用 ①	使用する部分	
						使用する時期	
						使用する理由	
					部 分 使 用 ②	使用する部分	
						使用する時期	
						使用する理由	

様式 1

【別紙】

埋設物件確認書

工事（業務）名：令和4年度から令和5年度債務負担行為 一般配水管改良事業 市道杉谷久保線他配水管布設替設計業務委託

施 工 箇 所：青葉台 地内他

受 注 者：未定

担 当 者 氏 名：水道課 西郷和良

確認結果

※履行又は施工条件明示事項で「有り」の場合は、設計図書に添付する。

埋設物件	埋 設 物 管 理 者			確認 欄	確認日	確認内容・内容聞き取り日
	部局課、支店名等	連 絡 先	担当者			
						埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 月 日 埋設物件有りの時 (試掘の必要 有り・無し) 月 日 試掘位置決定時 (立会の必要 有り・無し) 月 日 試 掘 (立会の必要 有り・無し) 月 日
						埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 月 日 埋設物件有りの時 (試掘の必要 有り・無し) 月 日 試掘位置決定時 (立会の必要 有り・無し) 月 日 試 掘 (立会の必要 有り・無し) 月 日
						埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 月 日 埋設物件有りの時 (試掘の必要 有り・無し) 月 日 試掘位置決定時 (立会の必要 有り・無し) 月 日 試 掘 (立会の必要 有り・無し) 月 日
						埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 月 日 埋設物件有りの時 (試掘の必要 有り・無し) 月 日 試掘位置決定時 (立会の必要 有り・無し) 月 日 試 掘 (立会の必要 有り・無し) 月 日
						埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 月 日 埋設物件有りの時 (試掘の必要 有り・無し) 月 日 試掘位置決定時 (立会の必要 有り・無し) 月 日 試 掘 (立会の必要 有り・無し) 月 日

※現地調査等により、新たな埋設物件を確認した場合は追記すること。

情報資産及び個人情報の取扱いに関する特記仕様書

第1 情報資産及び個人情報の保護に関する条例等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を処理するため個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、掛川市（以下「甲」という。）の定める掛川市個人情報保護条例（平成17年掛川市条例第16号）、掛川市情報セキュリティポリシー及び掛川市情報セキュリティ実施手順に基づき、本情報資産及び個人情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。

第2 責任体制の整備

乙は、情報資産及び個人情報（以下「情報資産等」という。）の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3 作業責任者等の届出

乙は、情報資産等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、作業責任者及び作業従事者に関する届（新規／変更）（様式第1号）により作成した書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、情報資産等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続きを定めなければならない。

3 乙は、作業責任者及び作業従事者を変更する場合は、事前に作業責任者及び作業従事者に関する届（新規／変更）（様式第1号）により作成した書面により甲に報告しなければならない。

4 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

5 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

第4 作業場所の特定

乙は、情報資産等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務着手前に作業場所に関する届（新規／変更）（様式第2号）により作成した書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に作業場所に関する届（新規／変更）（様式第2号）により作成した書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が

発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

第5 教育の実施

乙は、情報資産等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記仕様書において作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

- 2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

第6 守秘義務

乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た情報資産等を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 乙は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

第7 派遣労働者等の利用時の措置

乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第8 再委託

乙は、情報資産等の取り扱いを自ら行うこととし、他の者にこれを取り扱わせ、又は業務を他に委託（以下「再委託等」という。）してはならない。ただし、書面による甲の承諾を得たときはこの限りではない。

- 2 乙は、前項のただし書の規定による承諾を得ようとするときは、再委託承認申請書（様式第3号）によりあらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 再委託等を行う業務の内容

- (2) 再委託等で取り扱う情報資産等

- (3) 再委託等の期間

- (4) 再委託等が必要な理由

- (5) 再委託等の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）

- (6) 再委託等の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者

- (7) 再委託等の相手方に求める情報資産等保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）

- (8) 再委託等の相手方の監督方法

- 3 乙は、第1項ただし書の規定による承諾を得たときは、再委託等の相手方にこの契約に基づく

一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して再委託等の相手方による情報資産等の取り扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託等において、再委託等の相手方に対する監督及び情報資産等の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託等したときは、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 再委託等した事務をさらに委託すること(以下「再々委託等」という。)は、原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託等が必要となるときには、第2項の規定を準用する。

7 乙は、甲の承諾を得て再々委託等を行うときであっても、甲に対して情報資産等の取り扱いに関する責任を負うものとする。

第9 収集の制限

乙は、業務を処理するため情報資産等を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第10 目的外利用及び提供の禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務の履行により知り得た情報資産等をこの契約の目的以外に利用し、又は他の者に提供してはならない。

第11 複写又は複製の禁止

乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を処理するため甲から提供された情報資産等を複写し、又は複製してはならない。

第12 情報資産等の管理

乙は、本委託業務において利用する情報資産等を保持している間は、次の各号の定めるところにより、情報資産等の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に情報資産等を保管すること。
- (2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、情報資産等を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 情報資産等を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、情報資産等を複製又は複写しないこと。
- (5) 情報資産等を運搬するときは、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ運搬方法(変更)報告書(様式第4号)により、甲に報告しなければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- (6) 情報資産等を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 情報資産等を管理するための台帳を整備し、情報資産等の利用者、保管場所その他の情報資産等の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (8) 業務を処理するために使用するパソコンや記録媒体(以下「パソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、甲が承諾したときを除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出さないこ

と。

- (9) 情報資産等の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「情報資産等の漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (10) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、情報資産等を扱う作業を行わせないこと。
- (11) 情報資産等を利用する作業を行うパソコンに、情報資産等の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (12) 業務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させること。

第13 受渡し

乙は、甲乙間の情報資産等の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に情報資産等の預り証（様式第5号）を提出しなければならない。

第14 情報資産等の返還又は廃棄

乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する情報資産等について、甲の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 乙は、本委託業務において利用する情報資産等を消去又は廃棄する場合は、消去又は廃棄すべき情報資産等の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を事前に情報資産等の消去（廃棄）許可申請書（兼決定通知書）（様式第6号）により作成した書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、情報資産等の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 乙は、本委託業務において利用する情報資産等を廃棄する場合は、当該情報資産等が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該情報資産等を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 乙は、情報資産等の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、情報資産等の消去（廃棄）報告書（様式第7号）により作成した書面により甲に報告しなければならない。

第15 定期報告及び緊急時報告

乙は、甲から、情報資産等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 乙は、情報資産等の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

第16 監査及び検査

甲は、本委託業務に係る情報資産等の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第17 事故時の対応

乙は、本委託業務に関し情報資産等の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る

帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる情報資産等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、情報資産等の漏洩等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関し情報資産等の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第18 契約解除

甲は、乙が本特記仕様書に定める義務を履行しない場合は、本特記仕様書に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第19 損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

注1 委託の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を削除すること。